十三条の二第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）を超えるときは、当該年額に〇・九を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）とする。ただし、その額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とする。

2　前項に定めるもののほか、第三号施行日の属する月分以降の公務員に給する普通恩給又はその遺族に給する扶助料の年額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本年金機構法の一部改正）

第百五十三条　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項第四号イ中「並びに同法第百十三条第二項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第二項及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第二項に規定する権限に係る事務」を削り、同号ニ中「第百三条の二第一項」を「第六十二条第一項」に、「第百三条の三第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第三十八条第五項第三号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとする。

附則第四十条第二項中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正）

第百五十四条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「第九十一条から第九十一条の三までの規定及び」を「第九十一条第一項、第九十一条の二及び第九十一条の三の規定並びに」に改め、同条第三項中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正）

第百五十五条　独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）」を付し、同条第三項を削る。

附則第六条に見出しとして「（厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「機構の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（機構の事務所を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者（機構の役員又は職員であった者に限る。）で施行日に林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員となった者（研究所又はセンターの役員又は職員となった者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間（機構の役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員である期間（研究所又はセンターの役員又は職員である期間に限る。）に係るものに限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員であった期間（研究所又はセンターの役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。）に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

附則第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

（家事事件手続法の一部改正）

第百五十六条　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次及び第二編第二章第二十二節の節名中「厚生年金保険法等」を「厚生年金保険法」に改める。

別表第二中「厚生年金保険法等」を「厚生年金保険法」に改め、同表の十五の項中「、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五条第二項」を削る。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百五十七条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十二の項中「、年金である給付又は脱退一時金」を「又は年金である給付」に改め、同表の二十四の項中「厚生労働大臣」の下に「又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）」を加え、同表の二十九の項中「による年金である給付若しくは脱退一時金」を削り、同表の三十九の項中「、年金である給付若しくは脱退一時金」を「若しくは年金である給付」に改め、同表の六十の項、六十六の項、七十四の項及び七十五の項中「管掌者」を「実施者」に改める。

別表第二の一の項中「（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）」を削り、「国民年金法又は被用者年金各法（」を「国民年金法、」に改め、「をいう。）」を削り、同表の三十四の項及び三十五の項を次のように改める。

三十四　日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
		年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
三十五　削除		

別表第二の三十六の項中「三十六　厚生労働大臣」の下に「又は共済組合等」を加え、「共済組合等」を「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」に改め、同表の四十一の項及び六十の項中「による年金である給付若しくは脱退一時金」を削り、同表の八十五の項、九十二の項、百二の項及び百三の項中「管掌者」を「実施者」に改める。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第百五十八条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第一号中「事業主」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加える。